

# 日本の特許訴訟議論は大丈夫か

## バランスのとれた紛争解決サービスの考え方

わが国において提起されている知的財産関連の訴訟の数は毎年500600件である(図)。このうち、特許訴訟の数は4割程度といわれているので、日本では毎年200250件程度の特許訴訟が提起されていることになる。ここではこの日本の特許訴訟にスポットをあて、多面的な観点から特許権の有効な活用について考えてみたい。

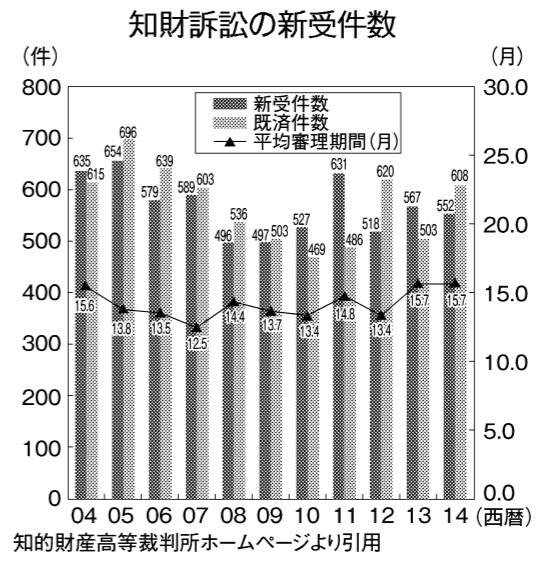
### 「勝訴率25%」のトリック

毎年200250件の特許訴訟数を直感的に多いと感じる方は少数派である。実際、米国の特許訴訟件数は毎年500000程度、中国での特許訴訟件数も約200000件程度と推測される。これらの国々では、日本の特許訴訟の件数に桁違いに少ないと評される。これらに比べ、内閣官房に設置されている知的財産戦略推進事務局で



内田・鮫島法律事務所 弁護士/弁理士 鮫島 正洋

さめじま・まさひろ 1985年藤倉電線(現フジクラ)入社。在籍中に弁理士合格。92年IBM知財部門に移り、96年弁理士に。2004年内田・鮫島法律事務所開設。小説『下町ロケット』に登場した弁理士のモデルでもある。



は、特許訴訟における特許権者勝訴率が欧米各国に比べて低いことが訴訟による権利行使をためらわせる理由の一つであるとして、日本では約25%とされている。

### 質の高さアピールを

このような観点で整理すると、表のとおり必ずしも日本の裁判制度が劣っている訳ではない。むしろ、日本では約25%とされている。

しかし「勝訴率25%」という数字にはトリックがある。日本において訴訟の終了原因は、判決のほか、和解による終了が一定の比率を占める。つまり、勝訴率25%は判決による勝訴のみを集計した値である。本来、特許権者の勝訴率を論じるためには、勝訴のな和解も勘案されるべきであるが、一般に和解の内容は公表されないため集計が難しくなってきた。2月26日、知的財産高等裁判所所長である設楽

隆一氏はこの点について踏み込んだ講演を行った(東京理科大学IPフォーラム2015)。設楽氏によると、2011年から13年までのデータを集計した結果、日本の特許訴訟の特許権者勝訴率を判決のみから集計すると26%となるが、これとは別に、和解終了した案件が全体の4割近く存在する。そのうちの3分の2において、特許権者が実質勝訴」という前提となつていることに鑑みると、この分を算入した特許権者の実質勝訴率は40%を超えるというのである。この数字は特許訴訟を業として扱っている、我々特許弁理士の現場感覚に沿うものである。日本を代表する有力メーカーといえども、国内での特許裁判経験は意外なほど少ないようである。その理由を尋ねると、「日本では権利範囲が狭く解釈される」「特許無効の抗弁が成立することが多い」などと回答されている。しかし、実質勝訴率が40%を超えるという実態からすると、単なる印象論にすぎないということになる。

そもそもある国の裁判制度を利用するかどうかが唯一のファクターであるとも思えない。企業にとつて特許訴訟が特許侵害による損害を回復するための手段であることに鑑みると、投下コストに対して、どのくらいの期間で、どの程度のリターンを期待値として得ることができるのかということが重要である。つまりいくら勝訴率が高くても、それに至るまでに膨大なコストがかかたり、長い年月がかかたりするのは、訴訟制度を紛争解決のためのサービスとして捉えた場合は問題がある。

しる企業間での特許紛争解決地として常用される米國裁判は、弁護士費用が膨大であるうえに、陪審員制によることから判断プロセスの公平性に疑問符がつく。中国にしても、判断プロセスの公平性においてリスクファクターを抱えている。これに比べ日本の裁判制度は、ドイツと並びリーズナブルな弁護士コストで、公平な判断プロセスにより、比較的迅速に法的判断が得られる。認められる損害額も決して小さくないことからすると、バランスの取れた紛争解決サービスを実現していることがわかる。現在、行政サイトで行われている議論は、勝訴率に傾注しすぎではないだろうか。判決による勝訴率を司法行政的な意図により上げることが、本来的に無効とされるべき特許、つまり独占性を認めるべきではない特許に

よって事業が差し止められる可能性を招き、特許制度が意図している産業の発展とは逆ベクトルに向かうリスクがある。それよりも、表のように多面的な観点から各国訴訟サービスの質を比較し、日本の知財裁判所がバランスのとれた紛争解決サービスを提供していることを広く国内外にアピールすることが、日本における特許権利活用の活発化につなげるべきではないかと感じるのである。

### 各国の裁判制度の比較

	日本	米国	ドイツ	中国
弁護士コスト	○ 数千万円	× 数億円	○ 数千万円	◎ 欧米に比較して廉価
勝訴率	○ 40%	○ 36%	◎ 60%※	◎ 60%以上
得られる損害賠償額の多寡	○ 侵害販売額の10-20%	◎ 侵害販売額の20%以上	○ 侵害販売額の10-20%	△ 平均8万円/改善する動きあり
訴訟期間(一番の終了まで)	○ 15ヶ月	× 2-3年	○ 1年以内	○ 1年程度
判断プロセスの公平性	◎ 職業裁判官による	△ 陪審員制	◎ 職業裁判官による	△ 地方では企業国籍が影響する場合あり
使用言語	日本語	英語	ドイツ語	中国語

◎ (極めて) すぐれている × リスクファクター △ リスクファクターとなりうる  
 ※勝訴に算入されているいくつかの案件で後日特許無効(特許権者敗訴)とされているようである。